平成２９年（フ）第１５２８号
福岡県糸島市篠原西３丁目９番４―105号
債務者　松隈みゆき
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３４号
福岡市西区石丸２丁目38番13号
債務者　大野　信幸
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３６号
福岡市城南区片江３丁目12番18号
債務者　姫嶋　栄介
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７８号
福島県会津若松市行仁町12番34号、前住所福島県会津若松市千石町９番５号
債務者　小池　孝子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
茨城県つくば市北条1180番地　特別養護老人ホーム筑波園
債務者　飯塚　初江
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１８６号
三重県津市神戸1893番地　13―14
債務者　中西　英夫
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９０４号
京都府相楽郡精華町大字乾谷小字一ノ谷31番地
債務者　長谷淳一郎
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９０５号
京都府相楽郡精華町大字乾谷小字一ノ谷31番地
債務者　長谷　英郎
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９０６号
京都市北区衣笠北荒見町11番地１　バルコ衣笠407
債務者　髙瀬　早苗
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９１０号
京都府宇治市宇治矢落91番地の５　メゾンマルタ103号
債務者　古川　　博
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９３９号
京都市伏見区竹田田中宮町63番地　グレースナカミヤ609号
債務者　霜中　淳志
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９４０号
京都市上京区御前通下立売上る３丁目西上之町264番地２
債務者　西山　元喜
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９４１号
京都市上京区御前通下立売上る３丁目西上之町264番地２
債務者　西山　路子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９６７号
京都府八幡市八幡土井135番地　竹嶋文化109号室、前住所京都府八幡市男山香呂１番地一A26―103
債務者　髙橋　君代
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
兵庫県加古川市尾上町口里565番地の７
債務者　永易　莉弥
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６９９号
広島市佐伯区五日市中央１丁目18番23―609号
債務者　坂井　新三
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０９号
広島県廿日市市可愛11番26―402号
債務者　西本　和則
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部